設計変更ガイドライン

令和5年4月

日 向 市

目 次

| 1. | ガイドラインの目的・・・・・・・・・・・・・・・P |
|----|--|
| 2. | 設計変更の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・P |
| | (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・P: |
| | (2) 設計変更を行う場合・・・・・・・・・・・P: |
| 3. | 設計変更が不可能な場合・・・・・・・・・・・・・P: |
| 4. | 発注者及び受注者のとるべき措置・・・・・・・・・・・Pa |
| | (1)発注者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P- |
| | (2)受注者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P- |
| 5. | 設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続・・・・・・・・・・Pa |
| | 5-1 図面、仕様書等が不一致の場合(約款第 18 条第 1 項第 1 号)・・・・・・Pa |
| | (1) 具体的な事例・・・・・・・・・・・・・・・P! |
| | (2) 設計変更を行うまでの手続き・・・・・・・・・・P: |
| | 5-2 設計図書の誤びゅう又は脱漏がある場合(約款第18条第1項第2号)・・PG |
| | (1)具体的な事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・PC |
| | (2)設計変更を行うまでの手続き・・・・・・・・・・・・・PC |
| | 5-3 設計図書の表示が明確でない場合(約款第18条第1項第3号)・・・・・PG |
| | (1)具体的な事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・PG |
| | (2)設計変更を行うまでの手続き・・・・・・・・・・・・・PC |
| | 5-4 設計図書と現場の施工条件が不一致の場合(約款第18条第1項第4号)・P |
| | (1) 具体的な事例・・・・・・・・・・・・・・・P' |
| | (2) 設計変更を行うまでの手続き・・・・・・・・・・P' |
| | 5-5 予期できない特別な状態が生じた場合(約款第18条第1項第5号)・・・P |
| | (1) 具体的な事例・・・・・・・・・・・・・・・P' |
| | (2) 設計変更を行うまでの手続き・・・・・・・・・・P' |
| | 5-6 発注者が必要と認めて設計図書を変更する場合(約款第19条)・・・・・Pa |
| | (1) 具体的な事例・・・・・・・・・・・・・・・P8 |
| | (2) 設計変更を行うまでの手続き・・・・・・・・・P |
| | 5-7 丁事を一時中止する必要がある場合(約款第 20 冬)・・・・・・・ P |

| | (1) 具体的な事例・・・・・・・・・・・・・・・・P9 | |
|----|--|--|
| | (2) 設計変更を行うまでの手続き・・・・・・・・・・P9 | |
| | (3) 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10 | |
| | 5-8 発注者が「設計図書の照査」以上の作業を指示した場合(約款第 18条)・P10 | |
| | (1)「設計図書の照査」の範囲を超えるもの・・・・・・・・・ P10 | |
| | (2) 設計変更を行うまでの手続き・・・・・・・・・・・P11 | |
| 6. | 施工方法の指定・任意の運用・・・・・・・・・・・・・・・・P12 | |
| | (1) 指定・任意の基本的な考え方・・・・・・・・・・・P12 | |
| | (2) 指定・任意の設計変更における留意点・・・・・・・・・P12 | |
| | (3) 指定・任意の運用としての不適切な対応事例・・・・・・・・P13 | |
| 7. | 追加工事について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P13 | |
| | | |

1. ガイドラインの目的

日向市では、市民生活や経済活動の基盤となる、道路、河川、公園、住宅などの 様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年数多くの工事を実施しています。こ れらの工事を地形、地質、天候などの自然条件や騒音、振動、交通の確保等の社会的 な制約の中で完成させるため、必要な調査、検討のうえ工事発注を行っていますが、 それでもなお、予見できない事態が発生し、工事内容の変更(設計変更)が避けられ ない場合が多くあります。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、「改正品確法」という。)の第7条第1項第7号に、発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと(一部省略)」が明確化されました。

本ガイドラインは、日向市工事請負契約約款(以下「約款」という。)、改正品確法を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、設計変更を行わなければならなくなった場合における手続きを円滑化することを目的にしています。

用語の定義

- ○「設計変更」とは、工事の施工にあたり設計図書の内容の一部を訂正・変更することをいう。
- ○「契約変更」とは、設計変更に伴う契約金額の変更又は工期の変更に基づく契約を行うことを いう。
- ○「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- ○「設計図書」とは、工事目的物の資材、寸法、規格など技術的仕様、数量及びその算出根拠等の契約内容を明示した図書であり、図面、特記仕様書、施工条件明示、工事数量総括表(金 抜き工事費内訳書)、共通仕様書、現場説明書、質問回答書をいう。

設計図書は契約図書であるため、発注者は変更指示に基づき、設計図書の変更(設計変更)を行う。

○「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的 要求を定める図書をいう。(設計図書に含まれる)

共通仕様書と一致しない現場条件等について、発注者が想定した条件を特記仕様書で明示する。

【公共工事の品質確保の促進に関する法律(改正品確法)】

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の 作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び 検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務を、次に定めるところ による等適切に実施しなければならない。

(一号~六号省略)

七 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

2. 設計変更の基本的事項

(1) 基本的な考え方

工事の施工は、設計図書に基づいて施工すべきですが、真にやむを得ない事情により設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行い、その結果として、請負金額や工期に変更が生じた場合は、契約変更を行うこととなります。

従って、次のような場合には、上記設計変更の基本原則の範囲を超えるものですので、設計変更により対応することはできないため、別途発注とします。

- □設計変更による増加金額の累計が当初契約金額の30%を超える場合
- □当初契約した施工場所以外での施工を追加する場合
- □当初の工事目的と関係のない工種を追加する場合

ただし、上記に該当する場合であっても、当初の工事と分離して発注することが、 設計変更により対応することに比較して不合理であると認められる場合には、設計変 更にて対応できるものとします。

(2) 設計変更を行う場合

設計変更については、約款において次の場合に行うものと規定しています。

表1 主な設計変更を行う場合とその根拠規定

| 設計変更を行う場合 | 根拠規定 |
|---|------------------------|
| 1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下「設計図書」という。)が互いに一致しない場合(これらの優先順位が定められている場合を除く。) | 約款第 18 条 第 1 項第 1 号 |
| 2 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合 | 約款第 18 条 第 1 項第 2 号 |
| 3 設計図書の表示が明確でない場合 | 約款第 18 条 第 1 項第 3 号 |
| 4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 | 約款第 18 条 第 1 項第 4 号 |
| 5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することので きない特別な状態が生じた場合 | 約款第 18 条 第 1 項第 5 号 |
| 6 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合 | 約款第 19 条 |
| 7 工事用地等の確保ができない等のため又は天災等であって受注者 の責めに帰すべきことができないものにより、受注者が工事を施工 できないと認められる(工事を一時中止する必要がある)場合 | 約款第 20 条 |

3. 設計変更が不可能な場合

次のような場合においては、原則として設計変更はできません。

- □設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自 に判断して施工を実施した場合。
 - →対応例:受注者は約款第18条第1項各号に該当する事実等を発見したときは、 工事打合簿等の書面により発注者に確認を求める。
- □発注者と「協議」しているが、協議の回答(指示)がない時点で施工を実施した場合。
 - →対応例:協議の内容によっては、発注者側で各種検討・調整等を行い、回答に期間を要する場合もあるため、受注者は事実が判明次第早い段階で協議を 行う。
- □受注者自らの都合による「承諾」で施工した場合
 - →対応例:設計図書で指定された材料、施工方法について受注者自らの都合によ

り、同等以上の品質の製品等、或いは施工方法を用いるために監督員と 協議し、「承諾」を得る場合などが想定される。

4. 発注者及び受注者のとるべき措置

(1) 発注者

発注者は受注者が工事目的物を適切に施工できるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、設計図書の訂正又は変更の必要が認められた場合には、受注者に対して書面により指示を行わなければなりません。

また、工事目的と関係のない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加を受注者に対して指示してはいけません。そのため、発注者は次の事項にかかる措置をとる必要があります。

- ア. 設計変更を行う必要が認められた場合には、必要な指示、協議等を書面で行う。 ※書面には「本指示(協議)内容は設計変更の対象とする(又はしません)。」と明記する。
- イ. 受注者から設計図書について確認の請求があった場合には、受注者の立会いの 上、調査を行う。
- ウ. 設計変更後の請負代金額や工期は、受注者と協議の上、決定する。(約款第23 条、第24条)

(2) 受注者

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたっては発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があります。適切に工事を施工するため、受注者は次の事項に留意しなければなりません。

- ア. 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する 上で疑問が生じた場合は、速やかに発注者に通知する。(約款第18条第1項)。
- イ. 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、 発注者の書面による指示に従い施工する。(独自の判断で施工しない)。

5. 設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続

工事を実施していく中で、2(2)の表1に示した理由により、当初の設計どおりに 工事をできない場合があります。

このような場合、工事目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになります。

以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を 行うまでの手続をフロー図で示します。

5-1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合 (約款第18条第1項第1号)

受注者は、図面と仕様書が一致しない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の 確認を請求しなければなりません。

(1) 具体的な事例

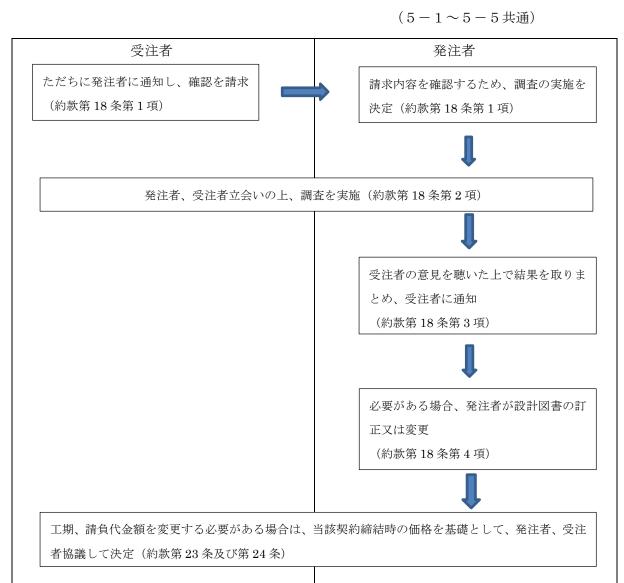
- □図面と仕様書または設計書の材料寸法、数量等の記載が一致しない。
- □平面図と縦断図または断面図の寸法、材料名、仕様書、数量の記載が一致しない。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計変更するまでに発注 者と受注者が行う手続きを図1に示します。

なお、 $5-2\sim5-5$ の場合の手続きも5-1 の場合の手続きと共通です。

図1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き



5-2 設計図書に誤びゅうがある又は脱漏がある場合(約款第18条第1項第2号)

受注者は、設計図書に誤びゅう又は脱漏があると思われる場合、発注者に発見事項を 通知し、当該事実の確認を請求しなければなりません。

(1) 具体的な事例

①設計図書に誤びゆう(誤りが)ある場合
 □図面により同一部分の舗装構成が異なっている。
 □設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない。
②設計図書に脱漏(記載漏れ)がある場合
 □条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
 □条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
 □条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員についての条件明示がない。
 □使用する部材の品質が明示されていない。

□設計図書では、「足場は別途工事」と記載されているが、実際には別途工事で

(2) 設計変更を行うまでの手続き

足場は設置されなかった。

図1と同じです。

5-3 設計図書の表示が明確でない場合(約款第18条第1項第3号)

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合、発注者に発見事項を通知し、当 該事実の確認を請求しなければなりません。

(1) 具体的な事例

| □土質柱状図は明示されている | が、地下 | 不か位が不明確である。 |
|----------------|------|-------------------|
| □水替工実施の記載はあるが、 | 作業時、 | 常時などの運転状況等の明示がない。 |

- □使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない(明示が不十分である。)
- □耐火建築物の要求がある建築工事で、延焼のおそれがある部分の開口部は防火戸 にする必要があるが、図面には防火戸に関する記述がない。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じ。

5-4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然 的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致していない場合(約款第18条第1項 第4号)

設計図書に明示されている施工条件と実際の工事現場の施工条件が相違する場合は、 工事の施工方法や工事目的物を変更する可能性がありますので、受注者は発注者に相違 する事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければなりません。

(1) 具体的な事例

| □設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場の土質や地下水位が一致しない。 |
|--|
| □設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。 |
| □設計図書に明示された舗装版、地下埋設物等と工事現場の舗装版、地下埋設物等 |
| が一致しない。 |
| □設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない。 |
| □設計図書に明示され地形と工事現場の地形が一致しない。 |
| □設計図書に明示された機械設備の寸法と設置場所の寸法が一致しない。 |
| □設計図書に明示された交通誘導員の人数と規制図がない。 |
| □設計図書に明示された補修箇所の形状と補修部品の形状が一致しない。 |
| □設計図書に明示された埋設物よりも大きい(多くの)埋設物が設置されていた。 |
| □設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と実際の劣化の範囲、劣化の程度 |
| が一致しない。 |
| □埋設部分で、不明な配管が現れ、構造物を迂回させる必要が生じた。 |

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じ。

5-5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合(約款第18条第1項第5号)

発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着手後に 予期することのできない特別な状態が生じた場合は、受注者は発注者に発生事項を通知 して、当該事実の確認を請求しなければなりません。

(1) 具体的な事例

- □工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった。
- □予見できなかった地中障害物が発見され、調査が必要となった。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じ。

5-6 発注者が必要と認めて設計図書を変更する場合(約款第19条)

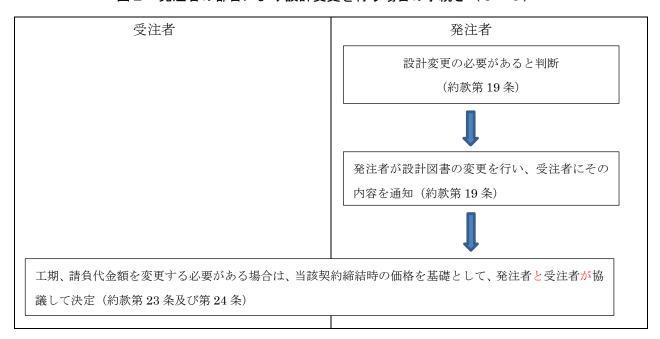
発注者は、工事の施工途中において、工事目的物の構造、仕様等変更せざるを得ない 事態が生じた場合や、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認め る場合、発注者は変更内容を受注者に通知して設計変更することができます。

(1) 具体的な事例

- □地元調整の結果、施工範囲を拡大(縮小)する。
- □地元調整の結果、施工時間、施工日を変更する。
- □同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。
- □施設の維持管理方法が具体化し、施工内容を変更する。
- □警察、河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等の協議により、 施工内容の変更、工事の追加をする。
- □関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- □工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設(共通仮設費に含まれるものを除 く。)が必要と判断し、追加する。
- □当初設計で指定していた建設副産物(残土等)の処分先を変更する。
- □隣接工事との調整で、交通誘導員の人数を変更する。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き(5-6)



5-7 受注者の責によらない事由による工事の一時中止若しくは工期の変更

(約款第20条)

工事用地等の確保ができない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって受注

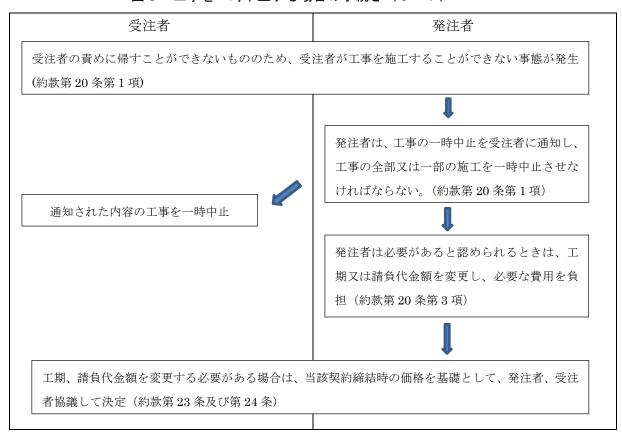
者の責めに帰すことが出来ないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合です。

(1) 具体的な事例

- ①工事用地等の確保ができない場合
 - □発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。
 - □警察、河川・鉄道等の管理者等の管理者間協議が終わっていない。
 - □管理者協議の結果、施工できない期間が設定された。
- ②自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合
 - □受注者の責によらない何らかの事象 (地元調整等) が生じた。
 - □設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。
 - □予見できない事態(地中障害物の発見等)が発生した。
 - □設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる。
 - □別契約の関連工事の進捗が遅れた。
 - □設計時に行った関係機関等との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図3 工事を一時中止する場合の手続き(5-7)



(3) 留意事項

(1)により工事を一時中止せざるを得ない場合がありますが、工事発注の基本的な考え方は、「工事の発注に際して、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し発注を行う」ことが基本であることから、この考え方を十分認識して工事発注に努める必要があります。

なお、工事を一時中止する場合、「工事の一時中止ガイドライン」により適切な対応を 行ってください。

5-8 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合(約款第18条)

受注者は、 $5-1\sim5$ に示した状態が生じた場合、この事実を監督に通知しなければなりません。また、この後に行う調査について、監督員に対し意見を言う機会があります。受注者は、これらの通知や意見を書面により行う必要がありますが、この際に受注者が作成するべき資料の範囲(受注者が行う「設計図書の照査」の範囲)を超えるものとして、次のものなどが想定されます。

発注者は、受注者に「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金額を変更しなければなりません。

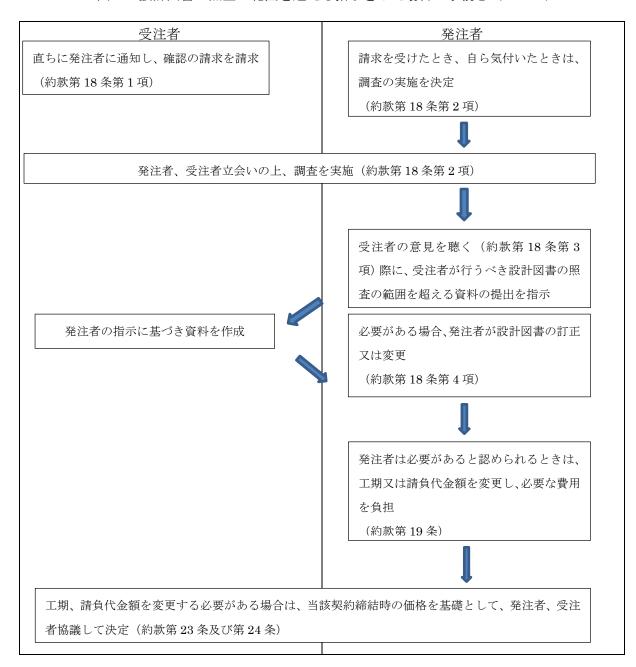
(1)「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

| □現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直し |
|--|
| を伴う横断図の再作成が必要となるもの。 |
| □施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。 |
| ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。 |
| □現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断 |
| 計画の見直しが必要となるもの。 |
| □構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。 |
| □構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。 |
| □現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。 |
| □構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面 |
| 作成が必要となるもの。 |
| □基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。 |
| □土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図 |
| 面作成。 |
| □「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。 |
| □構造物の応力計算の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。 |
| □設計根拠まで遡る設計図書の見直し、必要とする工費の算出。 |
| □舗装修繕工事の縦横断設計。(当初の設計図書において縦横断図が示されており、 |

その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず宮崎県土木工事共通仕様書「14-4-3 路面切削工」、「14-4-5 切削オーバーレイ工」、「14-4-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれます。)

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図4 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き(5-8)



6. 施工方法の指定・任意の運用

(1) 指定・任意の基本的な考え方

工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、受注者がその技術力等を発揮するところであるため、施工主体である受注者の責任による自主的な選択が原則となります。

一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、施工方法等を指定することができます。

約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、 受注者がその責任において定める。

- ○指定とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書で指定したとおり施工を行わなければならないものです。
- ○**任意**とは、工事目的物を施工するに当たり、設計図書では指定せず、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものです。

(2) 指定・任意の設計変更における留意点

任意の施工方法等は、受注者がその責任において定めるものなので、原則として設計変更の対象としません。ただし、設計図書に明示された施工方法等を選択するための必要な条件に変更が生じた場合は、設計変更の対象となります。

なお、指定の施工方法等は、設計変更の対象となります。

表2 指定・任意の考え方

| | 指 定 | 任 意 | |
|-----------------|----------------|---------------|--|
| | 施工方法等について具体的に指 | 施工方法等について具体的に | |
| 設計図書での取扱い | 定します | は指定しません | |
| | | (参考図を示す場合はある) | |
| 施工方法等の変更 | 発注者の指示又は承諾が必要 | 受注者の任意 | |
| 建設機械の機種及び規格 | 騒音、振動規制法に関する機械 | 左の制約以外の機械は任意 | |
| 是政協MVI 及但从UNAII | 及び設計図書で指定したもの | | |
| 施工方法の変更が生じた場 | 設計変更の対象とします | 設計変更の対象としません | |
| 合の設計変更 | 以可多类の対象としより | 設計変更の対象としません | |
| 当初明示した条件の変更が | 乳乳亦更の牡魚します | 乳斗亦再の牡色しませ | |
| 生じた場合の設計変更 | 設計変更の対象とします | 設計変更の対象とします | |

(3) 指定・任意の運用としての不適切な対応事例

- □○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。(発注者)
- □鋼矢板の打ち込みにおいて、積算上の標準機種であるクローラークレーンでの施工となっているので、「ラフタークレーンでの施工は不可」と指示した。(発注者)
- □新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。(発注者)
- □任意部分において、受注者の考えで決定した施工方法にも係らず、結果的に費用が増額したことにより契約金額の増額を要求。(受注者)

7. 追加工事について

工事内容の変更を行う場合、それに伴って設計変更手続きを行いますが、その変更部分が「設計変更の基本原則」を超えるものについては、設計変更手続きを行うことはできません。この場合、当該設計変更部分の工事については、必要に応じて、当初の工事とは別の工事(以下、「追加工事」という。)として発注を行います。

この場合でも、工事発注の原則は競争入札であるため、追加工事が必ず随意契約で発注 されるわけではありません。随意契約により契約を締結する場合は、設計変更の対象とな る先行する工事(以下「元工事」という。)がまだ施工中であることを前提に、工期短縮、 経費節減の確保等有利と認められる必要があります。具体的には、先行する工事と密接に 関連する付帯的な工事、当初予想し得なかった事情の変化等により必要となった追加工 事等であることが求められます。